広島市立広島特別支援学校 校 長 合 田 和 広

異常気象や地震発生の際の安全対策について〈令和4年度4月改訂版〉

広島地方気象台の防災気象情報および広島市教育委員会「学校防災マニュアル(令和4年2月改正版)」の 判断基準をもとに、本校では、異常気象や地震発生の際の安全対策について、児童生徒の安全確保を最優先し、 下記のように取り扱いますので、御確認いただき、適切に対処してくださるようお願いします。

記

I 異常気象の際の自宅待機・臨時休校について

1 「特別警報」が発表された場合および「震度5弱」以上の地震が発生した場合

広島市のいずれかの区(安佐南区、安佐北区、佐伯区も含みます)において、「特別警報」が発表された場合、および「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、全ての市立幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校において、次のような対応をします。

- (1) 17時から24時までに発表・発生した場合には、翌日を一斉臨時休業(休校)とします。
- (2) 0時から8時30分までに発表・発生した場合は、当日を一斉臨時休業(休校)とします。
- ※ 気象庁の発表は、「区ごと」となりますが、保護者の帰宅やライフライン等は区を超えて影響がある と考えられますので、市内のいずれかの区で「特別警報」が出された場合や地震の震度が「5弱」以上 と出れば、市立全校園で同じ対応とします。
- ※ 午前6時以降に発表された特別警報については、自主・自力の生徒、スクールバスへの対応等を考慮して校長が判断し、メール連絡網 (PTAミッタシステム) 等で御家庭に連絡いたします。

2 【警戒レベル4】「避難指示」、【警戒レベル5】「緊急安全確保」の「避難情報」が発令されている場合

- (1) 午前6時の時点で、<u>広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域</u>に発令されている場合は、**臨時休業(休校)** とします。
- (2) 午前6時以降に発令された場合は、自主・自力の生徒、スクールバスへの対応等を考慮した上で、校長が判断し、メール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

3 「台風接近時の対応」で、「警報」が発表されている場合

- (1) 午前6時の時点で、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のうち警報が一つでも発表されている場合は、**臨時休業(休校)**とします。
- (2) 午前6時以降に警報が発表された場合については、自主・自力の生徒、スクールバスへの対応等を考慮して校長が判断し、メール連絡網等で御家庭に連絡いたします。
- (3) 「台風接近時の対応」となるかどうかについては、広島市教育委員会の判断に従って決定されます。 「台風接近時の対応」となる場合には、連絡があり次第、メール連絡網でお知らせします。また、公共 交通機関の計画運休が決定されている場合など、台風の進路・規模等により、本市への影響が大きいと 見込まれている場合には、教育委員会において、前日中に対応を決定する場合があります。

4 台風接近時以外で、「警報」が発表されている場合

(1) 午前6時の時点で、<u>広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域</u>に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のうち警報が<u>二つ以上発表されている場合</u>は、**臨時休業(休校)**とします。なお、「警報」が一つのみ発表されている場合は、通常どおりに開校するかどうかを検討し、メール連絡網等で御家庭に連絡します。

裏面に続く

- (2) 午前6時以降に警報が二つ以上発表された場合については、自主・自力の生徒、スクールバスへの 対応等を考慮して校長が判断し、メール連絡網等で御家庭に連絡いたします。
- ※ なお、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区に「警報」等が発表されていない場合でも、地域により状況や危険度が異なる場合がありますので、気象情報や交通情報などにより各御家庭で登校の可否等を判断し、登校できないと判断したときには直ちに学校に連絡してください。このような理由で登校できない場合には、「特別欠席」の扱いとします。
- ※ 午前6時の時点での上記1~4の異常気象の際の臨時休業(休校)に関しては、<u>午前7時までにメ</u>ール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

5 JRの運休に伴う場合

広島市南区・中区・西区・東区・安芸区に「警報」等が発表されていない場合でも、JRが山陽本線(広島駅を含む区間)計画運休を決定し、この計画運休が始発から予定されている場合は、その計画運休当日を臨時休業(休校)とします。

臨時休業(休校)とした日は、原則として登校日の予備日等を利用して授業を振り替えます。

Ⅱ 異常気象の際の児童生徒の下校について

- **1** 在校中に「特別警報」等が発された場合は、安全を十分確認した上で、原則として次のとおりとします。この場合にはメール連絡網等で御家庭に連絡いたします。
 - (1) スクールバスを利用されている児童生徒については、通常通り安全に留意してバスを運行し、下校させます。ただし、バス停や自宅周辺に危険箇所(河川の氾濫等)がある場合には、御連絡ください。 保護者が引き取りに来られるまで学校で待機させます。
 - (2) 福祉サービスを利用されている児童生徒については、通常通り学校で引き渡しを行います。
 - (3) 自力通学の生徒の場合は、原則として次のとおりとします。
 - ① スクールバスに乗車できることを確認し、保護者へスクールバスで下校する旨を連絡します。
 - ② スクールバスでの下校が困難な場合には、保護者が引き取りに来られるまで、生徒を学校に待機させます。保護者と連絡が取れ、かつ帰路経路の安全が確認できた場合は、その生徒から順次下校させます。
- 2 在校中に、震度5弱以上の地震が発生した場合または、下校中に同様の地震が発生し学校に戻ってきた場合は、安全を十分確認した上で、原則として次のとおりとします。この場合にはメール連絡網等で御家庭に連絡いたします。
 - (1) 保護者が引き取りに来られるまで、児童生徒を学校で待機させます。
 - (2) 保護者と連絡が取れ、かつ帰路経路の安全が確認できた場合は、その児童生徒から順次下校させます。

【留意事項】

自力通学をしている生徒につきましては、河川・水路の増水、通行する車などに注意をさせてください。 特に自転車や徒歩による登下校の場合は、十分な注意が必要です。必ず登校前には保護者と通学に際して危 険がないか十分に話し合い、登校を控える場合には学校へ連絡してください。また登下校中においても、危 険だと判断したときは、最寄りの安全な施設に身を寄せ、可能になったら直ちに保護者・学校に状況を電話 等で連絡するよう御家庭でもお話をしてください。

また、状況に応じて、保護者が引き取りに来られる場合には、周囲の安全にも十分に御留意ください。

広島特別支援学校の電話番号 082-250-7101